

振り込め詐欺等の犯罪被害金お支払までの流れについて

被害回復分配金のお支払までの流れをご説明します。
お支払手続きが完了するまでには6ヶ月程度かかります。あらかじめご了承ください。

ステップ① ご相談

- ▶ 警察と振込先の金融機関（あおぞら銀行）にご相談

被害に遭われた方のお手続き

口座名義人の権利を失わせる手続き（債権消滅手続き）を開始します。

- ▶ あおぞら銀行が対象口座を凍結し、口座名義人へ債権消滅手続きを開始する旨通知します。
- ▶ 口座名義人より異議申出がない場合、口座名義人の権利を消滅する手続きを開始します。
- ▶ 預金保険機構ホームページに「債権消滅手続き開始の公告」が掲載されます。
- ▶ 公告開始日から一定期間（約60日）経過後に債権が消滅します。
- ▶ 債権が消滅した場合、あおぞら銀行からその旨被害のお申出をいただいた方へお知らせします。

【ご注意】 以下の場合、債権は消滅しませんのでご了承ください。

- 口座名義人から異議申出があった場合 ● 犯罪利用口座でないことが明らかになった場合

被害に遭われた方から支払申請を受け付ける手続きを開始します。（残高1,000円以上の場合のみ）

- ▶ 預金保険機構のホームページに「支払申請受付の公告」が掲載されます。
（振り込め詐欺救済法に基づく公告は[こちら](#)）
- ▶ 同口座に振り込んだお客さまからの支払申請を受け付けします。

ステップ② あおぞら銀行へ書類をご提出いただきます。

- ▶ 「支払申請受付の公告」の開始日から**90日以内**に以下の書類をご提出ください。

被害に遭われた方のお手続き

- ✓ 被害回復分配金支払申請書（ダウンロードは[こちら](#)）（申請書記入例は[こちら](#)）
- ✓ 振込明細書の写しなどお振り込みの事実が確認できる資料（お持ちでない場合はご相談ください）
- ✓ 運転免許証やマイナンバーカードなどご本人であることが確認できる書類の写し（裏面に住所記載のあるものは裏面のコピーもお願いします）
- ✓ 申請人が法人の場合は法人確認書類の原本もしくは写し（6ヶ月以内のもの）
例：印鑑証明証、登記簿謄本、現在事項証明書等

ステップ③ 被害回復分配金をお支払いたします。

- ▶ あおぞら銀行から被害に遭われた方へ
 1. お支払する金額等を記載した【決定書】をお届けします。
 2. 被害回復分配金をお支払します。（ご指定の口座へ振込）

お手続きに際してのご注意

- 被害回復分配金のお支払までには、6ヶ月程度かかります。
- 振込明細書の控えやATM明細書など振り込んだことが確認できる書類は大切に保管ください。
- お支払額は、犯罪利用口座の残高や被害に遭われた方の人数等に応じて変わります。
被害に遭われた方が複数の場合、被害金額に応じ按分するため、被害金全額のお支払ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 以下の場合は支払手続きの対象とはなりませんのであらかじめご了承ください。
 - ・ 犯罪利用口座の残高が1,000円未満の場合
 - ・ 按分した結果、支払額が1円未満となる場合

申請書類の郵送先：

お問い合わせ先：

✕

〒102-8660
東京都千代田区麹町 6-1-1
あおぞら銀行 金融犯罪被害ご相談窓口 行

金融犯罪被害ご相談窓口

0120-181-685

受付時間：平日 9:00～17:00
（土・日・祝日、年末年始を除く）